

認定証を 手にするには

対象者と認定証の種類

国民健康保険の被保険者は…



- 住民税が課税世帯の人…「限度額適用認定証」
- 住民税が非課税世帯の人…「限度額適用・標準負担額減額認定証」
70歳以上74歳までの住民税が課税世帯の人は申請は不要です。
(高齢受給者証を提示すれば、窓口での支払額が自己負担限度額までになります)
※その他社会保険などの被保険者は加入先へ相談してください



後期高齢者医療費制度が適用される人は…

- 住民税が非課税世帯の人…「限度額適用・標準負担額減額認定証」
※住民税が課税世帯の人は対象となりません



事前申請が必要です

申請場所

市民保険課・各支所
※国保被保険者は国保税の納付状況により、交付できない場合があります

申請に必要なもの

①被保険者証・②印鑑・③代理人による申請の場合は代理人の身分証
(運転免許証など)

申請した月の初日から有効です

例えば、7月20日に申請した場合、7月1日分から適用されます。
(先月以前から入院していても当月分からでしか適用されませんのでご注意ください)

有効期限

翌年度の7月末日(申請月が4月～7月の場合はその年の7月末日)

詳しくは
市民保険課
までご連絡
ください!

国保税・後期高齢者医療保険料の納付はお済みですか?

7月31日(金)が国保税・後期高齢者医療保険料 第1期の納期限です。まだ納められていない人は、お早めに納付をお願い致します。
8月19日(水)を過ぎても納付がない場合は、督促状を発送します。
この場合、督促手数料が徴収されますので、お気をつけください。

年金からの天引ができない人や、口座振替にしていない人には納付書を送付していますのでご確認ください。

高額療養費制度 のお知らせ

医療費が高額になるとき 窓口での負担を軽くできます

医療費が高額になる場合には、『限度額適用認定証』や『限度額適用・標準負担額減額認定証』を保険医療機関などの窓口で提示すると、窓口での負担額が自己負担限度額までで済みます。医療費を支払う際の一時負担金を減らすことができますので活用してください。

必ず事前に認定証を持っておく必要がありますのでご注意ください。

自己負担限度額って?
医療費が高額の場合、法律で定められた所得金額の違い(所得区分)によって自己負担する金額の限度額のことです。詳しくは市民保険課へお問い合わせください。

病院などの窓口で



複数の医療機関への支払いを合算して限度額を超える場合などは、診療後の2カ月後に手続きのお知らせをお送りしますので、後日申請してください。また、国保は領収書も提出していただきますので、大切に保管しておいてください。

認定証の種類

『限度額適用認定証』
1つの医療機関の窓口での支払い(保険適用分に限り)が自己負担限度額までになります。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』
1つの医療機関の窓口での支払い(保険適用分に限り)が自己負担限度額までになり、入院時の食事代も減額されます。

軽減できる額は、対象者の所得によって変わります。
詳しくは市民保険課までお問い合わせください。



(青色)



(若草色)



(クリーム色)

国民健康保険と後期高齢者医療制度それぞれに認定証があります。

